

自治会活動 ハンドブック



大井町協働推進課

はじめに

近年、地球温暖化等の気候変動に伴う異常気象や地震などの災害が頻発しており、全国的に防災対策の重要性が高まっています。特に、これまでの災害対応の経験から「いざという時」には、自治会などの地域コミュニティによる普段からの備えや助け合いが重要であることが再認識されています。

現在、大井町には 19 の自治会があり、安全・安心で快適な地域生活を支えるために、それぞれの地域で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

一方で、少子高齢化の進行や生活様式の多様化などの社会情勢の変化により、地域課題や町民ニーズの複雑化、人と人とのつながりの希薄化、自治会加入率の低下など、まちづくりにおける様々な課題が生じています。

このような中、将来にわたって安全・安心で活力ある地域社会を築いていくためには、地域住民や事業者、NPO、学校、町（行政）など、様々な主体が連携・協力して「協働のまちづくり」を進めていく必要があります。

とりわけ、地域でまちづくりの中心的な役割を担っている自治会は、町にとって重要な協働のパートナーです。この度、自治会の運営や地域における役割・重要性の周知の一助になればとハンドブックを作成しました。このハンドブックの内容は、自治会の役割や運営の基本事項等について簡潔にまとめたものであり、地域で活躍されている自治会長はもとより、自治会のことを知りたいけれど何を調べたらよいのか分からない方や、自治会運営に初めて参加する方などにも参考としていただけるものです。

自治会の運営は、型にはめることなく、地域に合ったやり方で進めていただくことが重要です。それぞれの自治会に合った形で、このハンドブックをお役立ていただければ幸いです。

目 次

1. 自治会活動とは	P 1
・自治会の重要性について	
・大井町における自治会について	
・自治会の活動について	
2. 自治会の運営について	P 5
・規約について	
・役員について	
・会議について	
・事業計画・予算について	
・事業報告・決算について	
・会計について	
・監査について	
・広報について	
・個人情報の取扱いについて	
3. 持続可能で活力ある自治会に向けて	P12
・役員の人材確保について	
・現役世代の人材確保について	
・マニュアルによる負担軽減について	
・加入促進について	
・戸別訪問について	
【参 考】	P18
・自治会運営についてのQ & A	
・協働のまちづくりの推進について	

1. 自治会活動とは

自治会とは、地域の住民によって自主的に運営される最も身近な住民自治組織です。自治会の活動は、「自分たちのまちを自分たちの力でより良くしていく」ためのものであり、同じまちで暮らすみんなで話し合い、協力しながら、様々な活動に取り組んでいます。

➤ 自治会の重要性について

自治会では、それぞれの地域に合わせて、親睦活動や防災活動、美化活動など、住みよいまちづくりに取り組んでいます。

近年、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、地域のつながりの希薄化や人材不足といった地域コミュニティにおける課題が指摘される一方で、地球温暖化等の気候変動の影響による異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されており、地域における助け合いや顔の見える関係を築くことの重要性が再認識されています。

自治会は、地域の住民が相互扶助の精神によりまちづくりに取り組む、住民にとって一番身近で、重要な役割を持った自治組織です。町では、社会情勢が大きく変化する中にあっても、持続可能で活力ある地域社会を形成していくために、住民の自治会への加入を促進し、それぞれの地域における自治会活動を支援しています。

《 「自治会」について 》

大井町では、町の最高規範である大井町自治基本条例において、次のとおり、自治会を定義し、住民の加入義務を定めています。

(自治会)

第8条 自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければなりません。

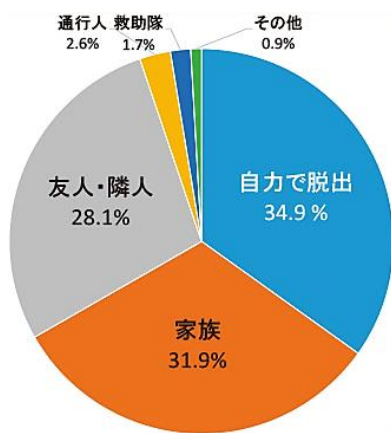
➤ 大井町における自治会について

大井町には 19 の自治会があり、多くの住民加入し、精力的に活動していますが、近年、自治会の加入率（大井町全世帯数における自治会加入世帯数の割合）が低下傾向にあり、地域における課題となっています。

加入率低下の背景には、少子高齢化の進行や単独・共働き世帯の増加、価値観の多様化、コミュニティ意識の希薄化など、様々な要因が考えられます。加入率の低下が進行すると、運営費の減少による活動の縮小化や、役員への負担の集中、地域住民への情報伝達や非常時の対応が困難になることなどが懸念されます。一方で、加入率が上昇すると、運営費の確保、新たな担い手の増加など、良好な自治会運営につながります。

いざという時の対応や地域の身近な課題を解決するためにも、多くの住民が自治会に加入し、円滑な自治会運営や地域コミュニティの醸成を図ることが重要です。

【 災害時における「自助」・「共助」の重要性 】



内閣府発行の平成 30 年版 防災白書の中で、『阪神・淡路大震災では、7 割弱が家族も含む「自助」、3 割が隣人等の「共助」により救出されており、「公助」である救助隊による救出は数%に過ぎなかったという調査結果がある。災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、国民一人一人が減災意識を高め、具体的な行動を起こすことが重要である。』と記載されています。

※ 出典：内閣府「平成 30 年版 防災白書」

「遠くの親戚より近くの他人」という言葉がありますが、いざという時に頼りになるのは隣近所の人たちです。自治会に加入し、日頃から顔の見える関係を築くことが重要な災害の備えになります。

➤ 自治会の活動について

自治会では、主に次のような活動をしています。なお、地域には、それぞれ受け継がれてきた伝統や住民性などの固有の特性があり、この他にも自治会ごとに様々な活動が行われています。

親睦活動

イベントやレクリエーション活動などにより、地域の住民同士が親睦を深めることで、顔の見える関係を築いています。



防災活動

災害発生時に協力して助け合うことができるよう、防災用品の備蓄や防災訓練を実施し、日頃から災害に備えています。



広報活動

回覧板などにより、町の広報紙や地域のお知らせなど、生活に欠かせない情報を届けています。

美化活動

快適な生活環境を保つため、地域の清掃活動やごみ収集場所の管理など、きれいなまちづくりに取り組んでいます。



防犯活動

安全・安心な生活を送るため、防犯パトロールや子どもの見守り活動などに取り組んでいます。



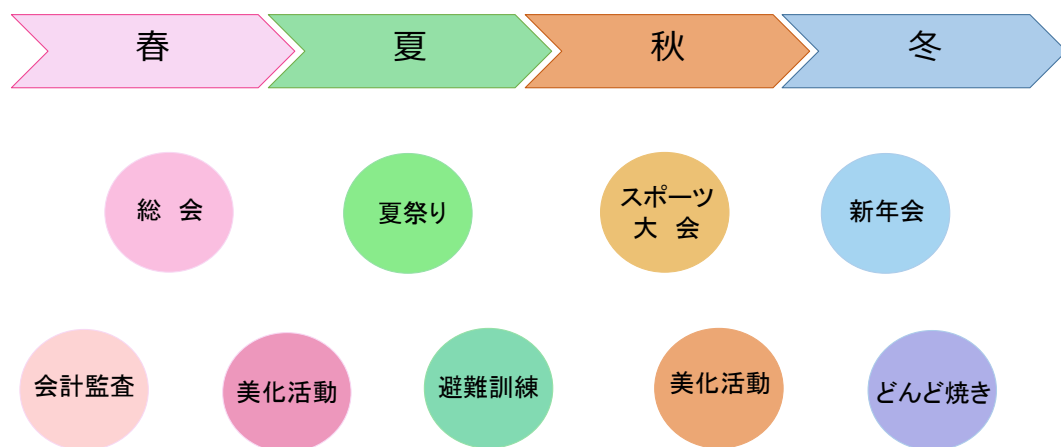
まちづくり活動

みんなで協力することで、個人では解決できない地域課題の解決に取り組んでいます。

【 自治会の 1 年間 】

多くの自治会では、3月から4月にかけて総会が行われ、年間の事業計画や予算を決定します。春は総会と前後して会計監査や顔合わせの役員会などが開かれ、夏から秋にかけては、夏祭りや防災訓練、スポーツ大会などのメイン行事が行われます。年が明けると新年会やどんど焼きが開催され、年度末には決算を行います。

また、年間を通して、美化活動や防犯パトロール、町への要望活動などを行っています。
※活動内容は自治会によって異なります。



《 町からの配布物について 》

大井町では、町が発行する広報紙やお知らせ文書などを、自治会を通じて各世帯へ配布しています。広報おい／おしらせ版の発行（1日号、15日号）に合わせて毎月2回、町から委託を受けた業者が各自治会へ配送し、各戸配布及び回覧をお願いしています。

※回覧文書は配送がない場合もあります。

2. 自治会の運営について

自治会は、住民によって主体的に組織された任意団体であり、法律などで定められた運営方法や活動内容はありせん。会員同士で十分に話し合ったうえで、役員を中心に、民主的で開かれた運営を行いましょう。

自治会の運営にあたっては、自治会独自の行事のほかに、どの自治会にも共通する基本事項として、規約、役員、会議、事業計画・予算、事業報告・決算、会計、監査、広報などがあります。

➤ 規約について

自治会運営の基本となる事柄について、規約として定め、会員全体で共有します。規約に基づき行動することで、お互いの信頼関係が生まれ、運営や活動に対する理解が広がります。

なお、規約に定める内容に決まりはなく、自治会によっても異なりますが、一般的には次のような項目が考えられます。民主的な運営のため、改正する場合には総会で議決することが望ましく、詳細に定めてしまうと改正に伴う総会の開催が必要になったり、弾力的な運営が難しくなったりする可能性があります。重要事項を規約で定めて、軽易な事項は細則や役員会の決定に委ねるとよいでしょう。

項 目	内 容
目的、名称、区域等に関する事	活動の目的や設立趣旨、名称、区域、事務所（自治会館や会長宅など）の所在地を記載します。
会員、会費に関する事	会員は、原則としてその区域内の住民となります。 会費は、明確に記載する方法や、「総会で金額を決める」と記載しておき、毎年総会で決める方法もあります。
役員に関する事	役員の種類（会長・会計・監査など）、人数、選出方法、職務、任期などを記載します。
会議に関する事	総会、役員会などの開催時期、招集方法、定足数、議決方法などを記載します。
資産、会計に関する事	資産、収入・支出などに関する事項を記載します。

➤ 役員について

何かを決めたり、行事の準備をしたりするたびに、全会員が集まることはできません。自治会を円滑に運営するために大きな役割を担っているのが、会長をはじめとした役員です。

効率的かつ円滑に自治会を運営するには、運営や活動の中心となる役員を決め、体制を整える必要があります。時間や労力がかかるため、役員になることに抵抗感があるかもしれませんが、自分の暮らす地域を深く知ることができ、また人間関係が広がることで、プラスになる面もあるでしょう。役員の役職には次のようなものがあります。

役 職	役 割
会 長	役員を統括し、自治会を民主的に運営する、最高責任者です。 対外的には会の意思を伝える代表者としての役割を担います。
会 計	現金の出納や会計書類の整備、備品の管理などを担う出納責任者です。 会員からの信頼のため、適正・正確な処理が求められます。
監 事	会計事務や支出が適切であるかどうか、会計帳簿・領収書などの帳簿類や預金通帳、決算書を確認し、総会で報告します。
その他の役職	事業別の役職や副会長など、会として必要な役職を置きます。

また、役員の選出方法は、役員内での互選や選考委員会、選挙、推薦、輪番制、抽選など、様々な方法が考えられ、それぞれにメリット・デメリットがあります。役職によって互選と輪番制を使い分けるなど、選出方法を組み合わせることでデメリットをカバーできることもあるため、それぞれの自治会の状況に合わせた方法を採用しましょう。

なお、役員の任期を2年にして、交代はできるだけ半数ずつにする、段階的に昇格していく役員体制の仕組みをつくる、役員経験者は引き続き顧問や相談役などを務める、負担が重い役職にはサポートスタッフを設ける、役員経験者や役員以外の有志の会員でサポーターグループを作るなど、運営を円滑にするための工夫も考えられます。

≪ 女性を積極的に役員に！ ≫

役員は男性に偏りがちです。しかし、会員の半数は女性であり、活動にも多くの女性が参加しています。女性を役員に起用することで、新しい視点が取り入れられ、地域活動に関心の低い人々を呼び込む力になるかもしれません。

➤ 会議について

自治会では、年間の活動スケジュール、予算、決算の検討、地域における懸念事項等の情報共有や行事に向けた協議など、様々な会議を開きます。自治会を民主的な組織として運営するためには、全会員の合意形成の場である「総会」や、自治会を円滑に運営していくための「役員会」などの会議が重要となります。

総会は、会員の総意で自治会の意思決定を行う最高議決機関であり、通常は年1回、3月・4月頃に開催されます。総会では、前年度の事業報告（何をやったか）・決算（何にお金を使ったか）や、新年度の事業予定（何をやるか）・予算（何にお金を使うか）、役員選出などの重要事項について報告や提案を行い、審議と議決を行います。総会後は、開催日時、場所、審議・議決事項などを議事録にまとめます。

➤ 事業計画・予算について

事業計画は自治会が1年間、どのような活動をするかを定めるものです。一般的には新年度の総会において、役員会で協議した「新年度事業計画案」を提案し、議決します。自治会の中で話し合って決定し、共通認識とすることで、計画的な事業実施につながります。

予算は、自治会の1年間の収入と支出の計画を決めるものです。1年間の収入見込みと、各事業に必要な経費を積算・編成し、総会で提案、議決します。予算書を作成する時には、前年度の活動報告や決算書を参考にしながら、過去1年間の活動を振り返り、課題を確認し、次年度につなげていくという意識が大切です。

➤ 事業報告・決算について

事業報告は、自治会が1年間でどのような活動を行ってきたのかを整理するものです。活動に参加できなかった会員にも伝わるように分かりやすく記述しましょう。

決算とは、1年間の収入と支出を明らかにするものです。年度終了後、直ちに、出納簿などの帳簿を整理・集計して、最終的な収支を計算し、決算書を作成します。決算書ができれば、領収書などの証拠書類や預金通帳等を添えて、監事による監査を受けた後、総会に報告し、承認を得ます。

➤ 会計について

会計とは、自治会の運営や活動に伴う収入や支出を計算し、出納の管理や記録を行うものです。帳簿の整理や領収書などの証拠書類の整理・保管、現金や預金通帳の管理のほか、物品の出納・管理を行います。

自治会の活動に必要な経費は、会員から集めた会費などが元手になっています。会計をはじめとする役員一人ひとりが会員の貴重なお金を預かっていることを認識し、適正・正確に会計処理をすることが会員の信頼につながります。

➤ 監査について

監査とは、自治会がきちんと目的に沿って活動しており、不適切な処理などをしていないかチェックするものです。通常、監事が会計や資産の状況、事業の実施状況、予算の執行状況を確認し、その結果を総会で報告します。

監査の中で、不適切な処理などが見つかった場合には、その改善方法について口頭または文書により、総会などで勧告することになります。

➤ 広報について

広報活動をすることで、「自治会ってこんなことをやっているんだ」、「会費はこうやって使われているんだな」と関心をもってもらえるきっかけになります。行事への参加の呼びかけはもちろんですが、会員の信頼が得られるよう、何を目的にどのような活動を行っているのか、広報しましょう。

広報には、回覧や掲示板への掲示、広報紙の配布など、さまざまな手段があります。確実に情報を伝えるために、複数の手段を活用するのも効果的です。また、役員の中で「Facebook」や「Instagram」などのSNSのアカウントをもっている方がいれば、活動の様子を投稿してみましょう。これまであまり関わりがなかった住民に活動が伝わるきっかけになるかもしれません。また、役員同士の連絡においても「LINE」やメールなどを活用することで迅速で的確な情報共有が可能になります。他にも、スケジュールやデータの管理にICT¹を活用することで、役員の仕事や印刷費の軽減効果が見込まれます。

¹ ICT…「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。
インターネット検索やデータ管理、メール、SNS など、通信技術を使って「人とインターネット」または「人と人」がつながる技術のこと。

《 チラシを作成しよう！ 》

マイクロソフト社のホームページに自治会の行事案内や計画・運営に役立つテンプレートが無料で掲載されています。どこから作業すればいいのかわからない、雛形が欲しいという方は、活用してはいかがでしょうか。

参考：「Office でわが街を盛り上げよう！」

URL：<https://www.microsoft.com/ja-jp/office/pipc/chiiki/04.aspx>

➤ 個人情報の取扱いについて

個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報のことで、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができる情報も含まれます。自治会においては、加入世帯の名簿や役員の連絡先、顔写真、イベント参加者の情報など、ある程度の個人情報を扱う必要があります。

個人情報保護法は、これまで自治会を含む一定件数以下の個人情報を保有する事業者には適用されませんでしたが、法改正により平成 29 年 5 月から、原則として自治会を含む「すべての事業者」に適用されることになりました。

【 個人情報取扱いのルール 】

①個人情報を集める前

- ・利用目的の特定

個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。

②本人から個人情報を集めるとき

- ・利用目的の明示

本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する。

③個人情報を保管しているとき

- ・安全管理措置

集めた個人情報の漏洩防止のために、適切な措置を講じる。

- ・保有する個人情報の訂正等

集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、本人からの請求に応じて訂正する。

【 自治会員名簿を作成して配布する場合の個人情報の取扱いについて 】

- ・「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する必要があります。
- ・個人情報を集める際に配布する用紙に、上記の利用目的を記載する必要があります。また、訂正等に関する問合せ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められた場合は、適切に対応する必要があります。
- ・自治会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかける必要があります。
- ・名簿を自治会員へ配布する際における、本人の同意の取得については、「名簿に記載される会員に対して配布するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。また、次の場合は同意を得なくても、会員以外に名簿を提供することができます。
 1. 警察からの照会
 2. 災害発生時の安否確認
 3. 会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
- ・名簿を自治会員へ配布した際には、名簿に配布先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
- ・名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。（委託先への確認方法の例：情報の持ち出し禁止、委託された業務以外の利用禁止、返却・廃棄等の事項を記載した書面を渡す等）
また、個人情報が適切に取り扱われているか委託先の状況を口頭等で確認する必要があります。

《 自治会全体の名簿以外に地域やブロック毎の連絡網を作成・配布する場合 》

自治会全体の名簿を作成・配布する場合とルールは変わりません。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、その利用目的や問合せ等を書面等で関係者に伝え、作成した連絡網は安全に管理するといったことが必要です。

《 個人情報保護に関する問い合わせ先 》

個人情報保護法相談ダイヤル （個人情報保護委員会）

03 - 6457 - 9849

受付時間：9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く）



3. 持続可能で活力ある自治会に向けて

近年では、災害時の助け合いなど、安全で安心なまちづくりの実現に不可欠な組織として、改めて自治会が注目されています。一方で、住民の価値観の多様化や近隣関係の希薄化、単独・共働き世帯の増加などにより、自治会活動に関心を持たない世帯が増えており、大井町においても自治会加入率は低下傾向にあります。

加入率の低下によって、組織の人材不足や会費収入の減少といった運営面に支障をきたすとともに、いざという時に日頃からのコミュニケーションが少ないため、助け合い（共助）がうまく機能しなくなる可能性があります。

いざという時の対応や地域の身近な課題を解決するために、自治会への加入促進や新しい役員の人材確保といった持続可能で活力ある自治会に向けた取組が重要です。

➤ 役員の人材確保について

多くの自治会では、役員の人材確保に苦慮しており、大きな課題となっています。役員の人材不足の原因として、「業務負担が大きくて大変だ」といった声があることから、役割分担や周囲のサポートなど、負担軽減のための環境づくりが重要です。

例えば、役員の中でも特に負担が大きい担当は2名体制にして負担軽減を図るなどの方法があります。2名体制とすることで、事務の負担軽減のほか、交代時にスムーズな引き継ぎが図れます。また、人手不足で困っているため役員数を増やせない場合には、前任者や他の役員がサポートする体制を整えるといった方法も考えられます。

《 新しい生活様式での取組 》

他自治体では、パソコンやスマートフォンなどを使ったオンラインでの役員会や回覧板のほかにFacebookやLINEなどを活用した情報発信に取り組んでいる自治会・町内会があります。役員にシニア世代が多い場合でも、現役世代のメンバーがサポートすることで実現しているようです。

現役世代が運営に携わることで、自治会の活性化が図られるとともに、新しいアイデアや社会環境の変化に対応した運営方法の導入にもつながります。

➤ 現役世代の人材確保について

役員に限らず、現役世代の自治会運営への参加促進は課題の1つとされています。幅広い年齢層の方が運営に携わることで、自治会の持続化・活性化が図られます。

まずは、現役世代に活動に参加してもらうことが重要です。活動に参加している中でコミュニケーションを取り、自治会に興味を持ってもらうことが人材確保につながります。例えば、お祭りなどでは、多くの子どもたちが参加します。現役世代を直接ターゲットにすることは難しくても、子どもが参加することによって、親である現役世代の参加につながることもあります。また、小学生や中学生の子どもがいれば、PTA活動などを通して地域に顔見知りがいるでしょう。そういったネットワークを活用して現役世代の参加の輪を広げることも1つの方法です。

➤ マニュアルによる負担軽減について

恒例の行事や会計処理のような決まった事務については、事務処理マニュアルがあると、新しい役員でもスムーズに引き継ぐことができます。また、行事については、写真を撮って記録を残すことで、初めて役員になる方でもイメージがしやすくなるようにしましょう。

マニュアルや写真があることによって、業務内容をみんなで共有することができ、特定の人に負担がかかっている場合などには、分担することも容易になります。

≪ 自治会運営における現役世代の活用 ≫

いきなり役員をお願いするのではなく、まずはお手伝いをお願いしましょう。パソコンでの作業であれば、自宅で好きな時間にでき、ある程度使いこなせば、チラシや広報紙を手作りすることができます。

また、作業のための写真撮影や取材をきっかけに、自治会の活動に積極的に参加するようになるなど、相乗効果も期待されます。

➤ 加入促進について

自治会では、地域住民の参加と合意によって、地域のまちづくりに取り組んでいます。未加入者が増えると、住民の総意として意思決定をすることができなくなり、自治組織としての機能が低下してしまいます。また、地域で生活する上でのルールやマナーが守られなくなることや、活動の協力者・理解者が減り、地域の安全やきれいな環境が保てなくなること、災害時に地域での支え合い（共助）が困難になることも懸念されます。

最近では、全国的に「地域の活動に関心がない」、「メリットが分からない」、「役員をやりたくない」などの理由から、自治会に加入しない人が増えています。未加入者に対して、自治会の目的や活動内容を説明し、自治会が地域でどう役立っているのかをしっかりと伝え、理解してもらうことが大切です。

そのためには、自治会の運営や活動についての説明資料を作成して、自治会活動を「見える化」することが効果的です。活動内容やメリットなどを紹介する資料（パンフレット）を作成・配布し、自治会への加入を呼びかけましょう。

【自治会のメリット（例）】

・地域のつながりが増える

地域の行事に参加することで、子どもから高齢者まで、幅広い世代と交流することができます。様々な活動を通してコミュニケーションをとることによって地域での絆を深め、いざという時に助け合える関係を築くことができます。

・地域の情報が伝わる

回覧などによって、地域や町からの暮らしに関わる重要な情報を逃すことなく入手することができます。また、町からの情報伝達だけではなく、地域の要望・意見をとりまとめ、自治会を通じて町へ伝達し、実現を図っています。

・よりよい地域環境で生活できる

地域における人と人とのつながりが希薄化している中、自治会が防犯・防災・福祉などを担うことで、地域の安全・安心につながっています。また、美化活動やごみ収集場所の管理などを行うことで、きれいなまちづくりに取り組んでいます。

・地域の課題を解決できる

道路、環境、防犯、防災など、個人では解決しにくい様々な問題について、自治会活動を通して解決を図ることができます。

➤ 戸別訪問について

自治会の加入を促す上で最も大切なことは、自治会の活動を知ってもらうことです。各世帯への訪問は、直接それを説明する機会であり、加入促進の基本となる取組です。口頭のみで説明するよりも資料をあわせて提示した方が伝わりやすいため、訪問する前に資料を準備し、活動の見える化を図りましょう。

現時点で活動に関心がない方でも、ごみ収集場所の管理について知らない方や災害への備えについて関心の高い方がいます。日々の生活はもちろん、大きな災害時には地域における助け合いが不可欠です。そうした役割を丁寧に説明しましょう。

【 戸別訪問のポイント 】

○転入世帯の場合

- ・居住開始直後に訪問し、ごみ出しのルール等について説明すると、自治会の必要性を認識してもらいやすいでしょう。
- ・また、転入者が「向こう三軒両隣」へ引っ越しの挨拶に見えた際に、各会員から自治会やごみ出しについて案内するようにお願いしておくことも1つの方法です。
- ・口頭だけでは伝わりにくいいため、規約や総会資料、自治会の役割やメリットを紹介する資料などを持参しましょう。
- ・訪問に慣れてないうちは、2～3人で訪問しましょう。
- ・訪問時間は、食事の時間帯や夜間はなるべく避けて、相手が対応しやすい時間帯に訪問しましょう。
- ・初回訪問時は、簡単な説明に留めて加入を呼びかけましょう。加入を断られても、まずは資料を受け取ってもらいましょう。（訪問時間は5分程度にしましょう。）
- ・2回目以降の訪問は、概ね1週間程度の間隔を置き、改めて資料を持参して加入を呼びかけましょう。
- ・自治会長の連絡先をお渡しし、訪問した世帯が自治会長と連絡が取れるようにしましょう。

○未加入世帯の場合

- ・年度替わりや行事の開催に合わせて訪問しましょう。イベントや行事に参加してもらい、交流を深めたところで加入のお誘いをしてみましょう。
 - ・一度加入を断られている未加入世帯に対しては、慎重な対応が必要です。苦情やトラブルにならないように十分配慮しましょう。過去に断られた時の理由や、現在の世帯状況などを確認し、改めて声をかけるべきかどうか検討しましょう。
- また、いろいろな断る理由に対して、どのように加入促進するかをあらかじめ考えておきましょう。

【 居住形態や年齢等に応じた居住者への加入促進 】

・ 賃貸アパートの場合

アパートのオーナーや住宅管理業者に協力を依頼する方法があります。家主が、家賃と一緒に自治会費を集めてくれる場合もあり、留守による会費未納が減ったり、居住者の入退去などの情報も入手しやすかったりするメリットがあります。

・ 単独世帯の場合

核家族世帯や三世代世帯などに比べて、行事に参加する機会が少ないことを考慮し、まずは準会員として取り扱い、会費を減額するといった方法も考えられます。

・ 高齢者世帯の場合

高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯は活動への参加が難しくなり、退会を申し出る場合があります。状況に応じて役員や活動の一部免除を検討するなど、地域とのつながりが途絶えないように工夫しましょう。

【 加入金や自治会費の見直し 】

自治会に加入する際の加入金や加入後の自治会費について、活動内容や会計状況に見合った金額となっているか、確認してみましょう。加入金や自治会費に対する負担感は世帯ごとに異なりますので、加入の妨げにならないよう、見直しを検討してみましょう。

《 未加入者への行事参加の呼びかけ 》

商品を見ないと買うかどうか決められないように、自治会の活動がイメージできないうちに加入を勧められてもためらってしまう場合があります。

そこで、お祭りや防災訓練、美化清掃などの活動に、未加入の方も誘ってみてはいかがでしょうか。実際に体験したことをきっかけに、具体的なイメージができ、自治会の役割を理解してもらうことで、加入に結びつくこともあります。

また、行事については、幅広い世代が参加できる内容や親子で参加できる内容にすることで、参加者が増えることもあります。

【 自治会加入率の低下と社会環境の変化 】

加入率の低下には、次のような要因が考えられます。

- ・ 住民の価値観の多様化、近隣関係の希薄化
- ・ 単独・共働き世帯など、不在がちな世帯の増加
- ・ 超高齢社会の到来による会員の高齢化・退会の増加

加入率を上昇させるためには、それぞれの立場に応じた形で、無理なく自治会活動に参加できるような環境を整えることも1つの方法です。他自治体の自治会・町内会では、活動への参加が難しい高齢者のみの世帯や、行事に参加する機会の少ない単独世帯を準会員として扱い、会費の減額や役員の減免などを行っている例もあります。

また、自治会への関心が低い世帯には「遠くの親戚より近くの他人」と言うように、いざという時に頼りになるのは隣近所の人たちであり、その助け合える関係作りが自治会であることなど、「安全・安心」をキーワードに理解を求める方法もあります。



【参 考】自治会運営についてのQ & A

自治会を運営する中で、様々な課題や未加入者からの質問、困りごとなどが出てくることもあるでしょう。そこで、総務省や他の自治体の例を参考に、想定される項目をQ & A形式で掲載しました。課題解決の糸口になれば幸いです。

【Q & A一覧】

- Q 1. 自治会費は何に使われているのですか？
- Q 2. 税金を払っているのだから、町が地域のことをしてくれるのではないですか？
- Q 3. いつかは引っ越すつもりですが、加入すべきでしょうか？
- Q 4. 気になることがあるのですが、町から自治会に指導してもらえますか？
- Q 5. 加入率の低下への対策はありますか？
- Q 6. 加入のメリットについて、どのように説明すればいいのですか？
- Q 7. 役員の担い手不足への対策はありますか？
- Q 8. より多くの会員に活動に参加してもらえる方法はありますか？

Q 1. 自治会費は何に使われているのですか？

地域の美化活動、防災・防犯活動、各種団体への活動助成、夏祭りなどのイベント等に使われています。会費の使い方は毎年総会で承認を得て、決定しています。

Q 2. 税金を払っているのだから、町が地域のことをしてくれるのではないですか？

人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化や、価値観の多様化などによって、地域の課題が複雑化・高度化しており、町だけではすべての課題を解決することは困難になっています。そこで、自治会と町が役割を分担し、地域の実態に沿った課題解決に向けて、地域住民が主体となって取り組むことが求められています。

地域での助け合いの取組は、町の手が届かない部分を補う意味でも大切ですが、地域住民が自ら考え行動することで、自分たちのニーズに合ったまちづくりが期待できます。

Q 3. いつかは引っ越すつもりですが、加入すべきでしょうか？

ごみ収集場所の管理など、生活に不可欠な活動を自治会が担っています。また、顔見知りを増やし、いざという時に助け合える関係をつくるために、短期間でも大井町に住むのであれば、地域の自治会に加入しましょう。

Q 4. 気になることがあるのですが、町から自治会に指導してもらえますか？

自治会は、地域の住民が自主的・自立的に運営する任意団体です。町では自治会との協働により、お互いに対等な立場でよりよいまちづくりに取り組んでいます。

町が自治会の運営や活動等に立ち入って指導することは、団体の自主性や自立性を阻害することになります。町から自治会に住民からの声を伝えることはできますが、自治会内の問題については、内部で十分に協議し、解決しましょう。

Q 5. 加入率の低下への対策はありますか？

社会情勢の変化によって価値観も多様化しており、従来の「自治会には当然入るもの」という考えが成り立たなくなってきました。加入を促すには、活動を見える化し、自治会の必要性を納得してもらうことが重要です。特に、生活に不可欠なごみ収集場所の管理や、関心が高まっている地域の安全・安心の取組などを伝えることで、加入につながりやすくなるでしょう。

また、単独・共働き世帯などの不在がちな世帯や高齢者のみの世帯は、活動への参加が難しいことを理由に、加入をためらう場合があります。それぞれの立場に応じて無理なく自治会活動に参加できるような環境を整えることも1つの方法です。

≪ 事例 ≫ 他自治体の自治会等では次のような取組も行われています

- ・活動する時は、必ずお揃いの帽子かジャンパーを着用することで、自治会活動を「見える化」し、自治会の活動をアピールしている。
- ・ごみ箱やプランターに自治会名を表示したり、のぼり旗を作ったりして、個人ではなく「自治会として」がんばっていることをPRしている。
- ・自治会未加入者にも声をかけて、地域全体で防災訓練を実施したことで、加入促進につながった。
- ・即時性があり、若い人にもなじみやすい方法として、Facebookによる情報発信に取り組んでいる。
- ・単独世帯は子どもや高齢者がいる世帯に比べて、行事に参加する機会が少ないことから、会費の減額制度を取り入れている。

Q 6. 加入のメリットについて、どのように説明すればいいですか？

単身者や若い世代の方を中心に、「自治会に入会するメリットがわからない」という声が聞かれます。自治会が行う防災、防犯活動などは、成果としては目に見えづらいものですが、多くの地域住民の方の安全・安心に寄与しているものです。

若い世代の方から高齢者の方まで、共通して得られるメリットは次のようなものがあります。

- ・地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・地域の中で生きがいや楽しみを見つけることができる。
- ・会員が増え、活動が活発になることで、より地域の課題が解決しやすくなる。

自治会活動の先には、安全で安心な地域社会があります。地域の中で一人ではないという安心感を生み出す場として存在する団体と考えることもできます。地域の中に一人も声をかける人、かけてくれる人がいないとしたら…と想像してみてください。住民から「自治会なんて何をしているかわからない、なんだか面倒だ」、「自治会なんて私には関係ないわ」などの話があったら、次のように説明してみてもいいでしょうか。

全ての人（世帯）に共通するメリット

【災害時に助け合う（共助）ことができます】

自治会では、お互いに助け合う「共助」の精神をもとに、隣近所での助け合い、負傷者の救出、消火活動の協力、要配慮者の避難支援を行います。自治会に加入することで、顔がわかる関係になり、災害直後の救助や避難活動もスムーズになります。

【犯罪から身を守ります】

自治会では、地域内での犯罪を防ぐため「防犯パトロール」などの防犯対策を行っています。子どもがいる方、家を留守にすることが多い方など、ご自身と大切なご家族を犯罪から守るために、自治会に加入して一緒に防犯活動に取り組みましょう。

子どもがいる家庭のメリット

【子どもたちを交通事故から守ります】

自治会では交通事故による被害をなくすため、児童が登下校する際の安全確保などを行っています。子どもたちを交通事故から守るため、地域一体となって交通安全活動に取り組みましょう。

【子ども向け行事を開催しています】

自治会では、夏祭りなどの行事を行っています。クラスや学年が違う子もいるので、友達の輪を広げる良い機会になります。また、子どもたちが地域の大人の方と顔見知りになることは、子どもたちの見守り活動につながり、防犯上の観点からもプラスになります。

Q 7. 役員の担い手不足への対策はありますか？

共働き世帯の増加や退職年齢の引き上げなどにより、これまで通りの体制では担い手不足が深刻になることが予想されます。

仕事や育児と両立できる環境づくりに取り組み、現役世代の参画を意識的にお願いしましょう。また、近い将来の担い手として、定年前の会員に退職後のお願いをしておく方法もあります。

【 現役世代に参画してもらうための環境づくり（例） 】

- ・ 会合や行事日程を現役世代が参加しやすい曜日や時間に設定する
- ・ 仕事や時間に左右されず連絡できるツール（メールやSNS）を使用する
- ・ 仕事を分担して、1人あたりの負担を軽減する
- ・ 現役世代を含めた幅広い世代が参加できるイベントを企画する

《 事例 》 他自治体の自治会等では次のような取組も行われています

- ・ 会長の負担を少なくするため、各行事の担当部長を他の役員等に振り分けている。そうすることで行事に関わる会員が増え、色々な協議ができ、活発になった。
- ・ 役員の人数を増やして1人あたりの負担を軽くすることで、これまで忙しかった人も活動しやすくなり、急に出られなくなった人がいても他の役員でカバーできるようになった。いざという時にみんなで補い合える体制にしたことで、心理的な負担も軽くなった。
- ・ 固定しがちな担い手に若い世代を呼び込むため、SNSで活動の情報を発信したり、会議日程を集まりやすい平日の夜に設定したりしている。
- ・ 役員同士の連絡手段としてLINEを使っている。最初は使い方を教えあったりもしたが、今では一斉連絡も簡単にできるようになり、とても便利になった。



Q 8. より多くの会員に活動に参加してもらえる方法がありますか？

アンケート調査やヒアリングを実施し、会員のニーズを把握することで、どのような活動が喜ばれるのかを知るヒントとなります。場合によっては、現状を踏まえて、事業の見直しを行ってもよいでしょう。

また、女性や若者に自治会運営に参画してもらうことで、活動の幅が広がり、関心の低い人にも興味を持ってもらうことができるでしょう。

《 事例 》 他自治体の自治会等では次のような取組も行われています

- ・若い人が子どもと一緒に参加できるイベントを増やした。最初は、若い人はイベントに参加するだけだったが、イベントでの交流がきっかけとなり、日常的な清掃活動などへの参加も多くなった。
- ・役員に若い人を入れるようにして、若い人の意見が活動に反映されるようにした。その結果、今まで出てこなかったような斬新なアイデアが出てくるようになり、活動が活発化し、役員以外の若い人たちも活動に関心を持つようになった。
- ・お隣の自治会と合同でイベントを実施している。1つの自治会でやるよりも参加者が増えて盛り上がり、活動の幅も広がった。また、経費の重複がなくなることによって費用負担が軽減された。
- ・役員だけでできることには限界があるため、会員にできる範囲で手伝ってもらうサポート（ボランティア）隊を作っている。



【参 考】協働のまちづくりの推進について

大井町では、自治会と町がお互いに協力し合い、協働のまちづくりを推進するため、様々な取組を行っています。「協働のまちづくり」とは、町民一人ひとりが地域の課題を自分事として考え、町民と町あるいは町民同士が連携・協力して、まちづくりの活動をする事です。自治会活動を通じて、協働のまちづくりに取り組んでいきましょう。

➤ 協働推進課の設置

町民と町が一体となってまちづくりを進めていくために、令和2年度に協働推進課を設置しました。

自治会について（自治会長や世帯数など）の届け出や自治会館の改修などの相談は協働推進課にお問い合わせください。

また、道路や水路、標識、美化活動などについては、引き続き事業担当課に直接ご相談ください。なお、担当課が分からない場合は、協働推進課にお問い合わせください。

➤ 自治会担当職員制度の導入

令和元年度に自治会担当職員制度を導入し、各自治会に複数の町職員を担当者として配置しています。

この制度は、行政的な立場から自治会の自発的な活動を支援するとともに、その活性化を図り、自治会と町の協働によるまちづくりを推進するものです。

担当職員は、主に自治会と町との連絡調整、行政情報等の提供、地域内巡視などの役割を担っており、自治会からの要請に基づき会議に出席したり、自治会長からの相談・要望等をお受けしたりしています。

